

# 消費生活

No. **156**  
令和8年7月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎0476-23-1161 成田市花崎町760 市役所3階



- ◆国際電話による特殊詐欺が急増中!
- ◆成田市消費生活センターにおける令和7年度の相談概要

## 消費者講座を開催しました!



5月11日(月)に(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターより平井 裕一郎 氏を講師に招き、「住まいを守るリフォーム」をテーマに令和8年度第1回消費者講座を開催しました。

悪質な点検商法に遭わないための対策や住宅リフォームをする際のトラブル防止のポイントなどを学べる講座となりました。

## 小中学校で出前講座を開催しました!

1月23日(金)に成田市立神宮寺小学校の5・6年生を対象に、2月4日(水)には、成田市立玉造中学校の2年生を対象にした、なりた知っ得出前講座「賢い消費者のススメ!」(若者向け)を開催しました。ゲーム課金などのインターネットに関するトラブルやクーリング・オフによる契約解除など、若者が被害に遭わないために知っておきたい知識をわかりやすく説明しました。

神宮寺小学校での様子▶



## ご利用ください! 出前講座

成田市消費生活センターでは、日頃の相談業務の他、消費生活相談員が講師として出向き、『悪質商法あれこれ』(一般向け)、『賢い消費者のススメ!』(若者向け)をテーマに出前講座を行なっています。

年々巧妙化する悪質商法・詐欺の被害を未然に防ぐには、手口や対処法を知ることが重要です。講座の内容、時間、場所も含め皆様からのリクエストに応じることが出来ますので、ぜひご利用ください!

- ・講師派遣の費用は無料です。
- ・実施予定日の3週間前までにお申し込みください。
- ※詳しくは、右のQRコードからご覧ください。



問合せ先: 成田市経済部商工振興企業立地課 (市役所4階)  
TEL:0476-20-1622 FAX:0476-24-2185  
E-mail:shoko@city.narita.chiba.jp

出前講座お申込み

# 国際電話による特殊詐欺が急増中!

海外からの知らない国際電話が増えています! 近年では、国際電話を使った詐欺が増えていて、消費生活センターでも「+から始まる知らない番号から電話があった」といった問い合わせを受けているほか、合成音声で「未納料金がある」「2時間後に電話が使えなくなる」などと脅され、お金を払ってしまったという被害も報告されています。迷惑な国際電話は無視しましょう。ブロックも有効です。

☎ +から始まる電話!? ☎ +1や+44など、+から始まる電話番号は #国際電話 です。

☎ 知らない海外からの電話 → すぐ切る ☎ 迷惑な国際電話はブロック!!

## 相談事例

### 事例1:「+」から始まる国際電話が多くかかってきて迷惑だ

最近、「+」から始まる国際電話が多くかかってくる。電話に出ても無言だった。国際電話を拒否する設定をしたい。

### 事例2:代金収納会社をかたる不審な国際電話

電話がかかってきたので出たところ、代金収納会社を名乗り「未納料金30万円を支払うように。支払わなければ提訴する。」と言われたため、驚いて名前や生年月日等を伝えてしまった。

冷静になるとかかってきた電話番号は「+1」となっており、海外からの国際電話だったと気づいた。伝えた個人情報が悪用されないだろうか。

### 事例3:大手電力会社をかたる不審な国際電話

携帯電話に「+」から始まる番号から電話があり、応答したところ、自動音声ガイダンスで「まもなく電気が止まります」といった内容が流れた。続けて「確認したい場合は1番を押してください」と流れたので1を押したところ、男性が応答して「まもなく電気が止まる。」と言った。

男性は大手電力会社名を名乗ったが、私が契約している電力会社は別の電力会社だったのでどうということか尋ねたところ、一方的に電話が切れた。どうということだろうか。電気が止まるのは困る。



警視庁・SOS47特殊詐欺対策ページより

## 消費者へのアドバイス

### 1 国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をしましょう

#### a. 固定電話

国際電話の利用を休止することができます(無料)。  
着信休止は、どの固定電話会社でも受付可能です。

「発着信ともに休止」、「着信を休止にしても発信は可能」かについては電話会社によって異なります。また、国際電話不取扱受付センターでは着信の休止はできませんが、発信の休止は各電話会社での対応になります。

#### b. 国際電話不取扱受付センター

電話番号 0120-210-364

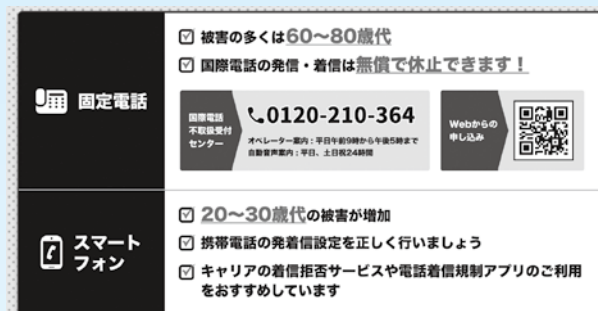
取扱時間 オペレーター案内: 平日9時～17時

自動音声案内: 平日、土曜日曜祝日 24時間

ウェブサイト ウェブサイトからの手続きも可能です。

国際電話利用契約の利用休止申請(国際電話不取扱受付センター)

<https://www.kokusai-teishi.com/>



警視庁・SOS47特殊詐欺対策ページより



c. 携帯電話 携帯電話端末によっては発着信の設定が可能です。

また、携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。

・あんしんセキュリティ(NTTドコモ) ・迷惑電話撃退サービス(KDDI) ・ナンバーブロック(ソフトバンク)  
・セキュリティOne(ソフトバンク) ・セキュリティパックプレミアム(ソフトバンク) ・迷惑電話SMS対策 by Whoscall(楽天モバイル)

### 2 知らない番号からの電話は出ない、折り返さないようにしましょう

電話番号の先頭についている「+」以降の数字は、「国コード(国番号)※」と呼ばれるものです。

心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。

怪しい電話には出ない、また折り返しの電話をしないようにしましょう。

※国コードの例: 1=アメリカ・カナダ 44=イギリス 81=日本

### 3 個人情報絶対に伝えないようにしましょう

知らない番号からの電話は不審な電話のおそれがありますので、普段から慎重になりましょう。

万が一出てしまった場合、個人情報は絶対に伝えないでください。

自動音声ガイダンスが流れた場合には、最後まで聞かずに電話を切ることも大切です。

### 4 不安に思った場合や、個人情報を伝えてしまった場合

すぐに最寄りの消費生活センター等や警察へ相談しましょう。

消費者ホットライン「188(いやや!)」 警察相談専用電話「#9110」

迷惑電話対策相談センター 03-6162-1111(平日10時～17時)

総務省が実施している迷惑電話対策に関する相談受付窓口 <https://www.denwan.jp/cc>

#### ■参考

みんなでとめよう!! 国際電話詐欺 #みんなとめ(警察庁・SOS47特殊詐欺対策ページ)

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/international-phone/>



## 成田市消費生活センターにおける令和7年度の相談概要

令和7年度に成田市消費生活センターに寄せられた相談件数は1,128件で、昨年度（995件）より133件増加しました。相談内容の1位は「商品一般」に関する相談が116件で、昨年度（108件）より8件増加しました。クレジットカードの不正利用や詐欺的な架空請求などが増えたためと思われます。2位は「保健衛生品」に関する相談が96件で、昨年度（82件）より14件増加しました。化粧品の広告を見て注文したが定期購入だったので解約したいとか、返品したが代金を請求されたなどの相談がありました。3位は「運輸・通信サービス」に関する相談が93件で、昨年度（76件）より17件増加しました。電話勧誘による携帯電話の移動通信サービスやインターネット通信サービスの解約トラブルが見られました。4位は「教養娯楽品」に関する相談が80件で、昨年度（67件）より13件増加しました。インターネット通販で商品を注文したが届かない、違う商品が届いたなどの相談がありました。5位は「他の役務」に関する相談74件で、昨年度（76件）より2件減少しましたが、昨年度と同様に、給湯器や分電盤の点検と称した電話勧誘や訪問を受けて契約したが解約したい、緊急時の駆け付けサービスを依頼したら高額な料金を請求されたなどの相談が多くありました。

令和7年度の救済金額の合計は約2,523万円（未然防止10.4%、回復89.6%※1）で昨年度（2,564万円）より約41万円減少しました。

一度払ったものを取り戻すことは非常に困難です。被害金額を取り戻せない場合も多く、消費生活センターでは対応が難しい場合、弁護士などの法律の専門家を紹介することもあります。事業者との契約で困ったり、おかしいと思ったりしたら、消費生活センターに相談しましょう。

※1 相談することで請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払い済みだがクーリング・オフやあっせん交渉により返金（全額または一部）されたものを回復としています。

### ◆ 商品・役務別相談上位10位 ◆

| 順位 | 主な商品・役務                                       | 件数  | 相談者最多年齢層 |
|----|-----------------------------------------------|-----|----------|
| 1  | クレジットカード不正利用・架空請求など（商品一般）                     | 116 | 70歳代     |
| 2  | 化粧品、医薬品（保健衛生品）                                | 96  | 50歳代     |
| 3  | 携帯電話の移動通信サービス・インターネット通信サービス、固定電話など（運輸・通信サービス） | 93  | 70歳代     |
| 4  | 電子タバコ、パソコン関連商品、新聞等（教養娯楽品）                     | 80  | 30・60歳代  |
| 5  | 設備点検、害虫駆除、緊急時の駆け付けサービスなど（他の役務）                | 74  | 20・70歳代  |
| 6  | 健康食品・サプリメントなど（食料品）                            | 67  | 70歳代     |
| 6  | 投資商品、多重債務、生命保険（金融・保険サービス）                     | 67  | 70歳代     |
| 8  | 美容医療、医療サービス（保健・福祉サービス）                        | 65  | 20・70歳代  |
| 9  | 空調・冷暖房・給湯設備、屋根点検など（土地・建物・設備）                  | 62  | 70歳代     |
| 9  | 音楽や映像配信サービス、副業関連商材（教養・娯楽）                     | 62  | 70歳代     |

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時：月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時00分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（成田市役所3階） ☎23-1161 ●